

新しく正確な地図の作成事業について

現在、法務局に備え付けられている地図の多くは、明治期に作成されたものであり、土地の筆界や形状が現地と一致していないものが存在する等、取引や公共事業等において支障が生じる場合があります。

そこで、法務局では、実施地区内の全ての土地の調査を行い、現地復元性のある、より精度の高い地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成します。

つきましては、地権者の皆様のご理解とご協力を願い申し上げます。

実施地区

（右図参照）

京都市右京区西京極の一部

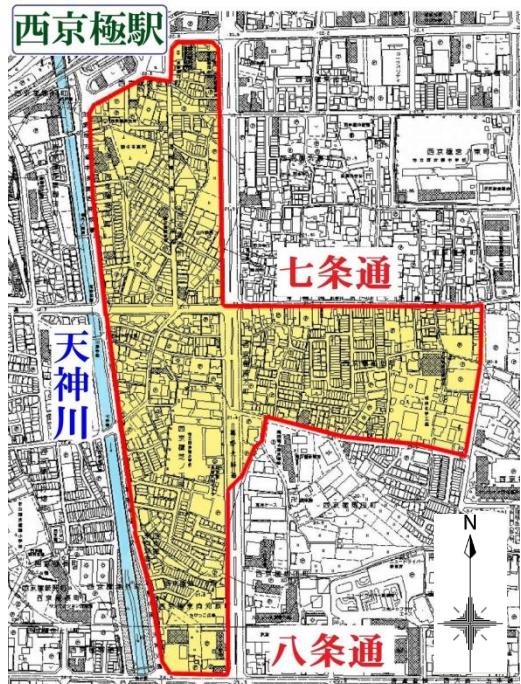
実施機関

◎計画機関

京都地方法務局

◎作業機関

公益社団法人京都公共
嘱託登記土地家屋調査士協会



※この地図は京都市発行の都市計画基本図（縮尺一千五百分の一）を参考に作成したもののです。

地図作成の効果

土地の位置・筆界は、座標で管理され、高精度で特定されます。

境界トラブルを未然に防止
することができます。

土地の売買等の場合に改め
て測量する必要がなくなり
ます。

災害等で土地の筆界が不明
になっても地図に基づいて
復元することができます。

作業スケジュール

| | | |
|----------|----------|-----------------------------|
| 令和5年9月頃～ | 基準点設置・測量 | 実施地区内の道路上に、新たに基準点を設置します。 |
| 令和6年3月頃 | 立会依頼書の送付 | 各地権者様に、現地調査についての依頼文書を郵送します。 |
| 令和6年4月頃～ | 各土地の現地調査 | 筆界の確認のため、地権者の皆様の立会いをお願いします。 |
| 令和6年6月頃～ | 各土地の測量 | 事前に立入りのご了承をいただければ、立会いは不要です。 |
| 令和6年11月頃 | 縦覧・異議申出 | 作成した地図を閲覧することができる縦覧会を開催します。 |
| 令和7年3月頃～ | 登記 | 新たに地図及び地積測量図を法務局に備え付けます。 |

【お問い合わせ】〒615-0826 京都市右京区西京極芝ノ下町37-5

京都地方法務局 不動産登記部門 地図作成現地事務所

[電話] 075-325-4055 (9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く))